

議案第 6 号

おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

県の取扱いに準じて、定年から5年を減じた年齢以上の職員について、申請により、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認する旨を定めるため提案するものである。

おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する同法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、その職員に係る定年から5年を減じた年齢とする。

(給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。

(承認の取消し)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すことがで

きる。

(施行事項)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。